

## 兼城地区 認定こども園へ移行に関する地域説明会 Q &amp; A

日時：平成 29 年 7 月 28 日（金）19:00～

場所：糸満市立座波保育所

1. 施設整備に関する質疑	
問	答
Q1. 座波保育所の増築規模や工事期間はどのくらい予定していますか。	A1. 座波保育所に0歳児から5歳児を受け入れ対象にした1か所での認定こども園設立を計画しておりますが、既存の座波保育所は、5歳児の保育室と遊戯室が無いため、増改築工事を行う必要があります。平成31年4月に1か所での開園に向けて、平成29年度秋頃に実施設計、平成30年度に竣工を予定しております。
2. 給食提供に関する質疑	
問	答
Q1. 兼城幼稚園には、調理室がありませんが、認定こども園移行後、食事の提供はどうなりますか。	A1. 兼城幼稚園においては、調理室が無いことから、ケータリング業者による外部搬入を予定しております。
Q2. ケータリングの料金は保育料に含まれていますか。	A2. 1号認定子どもの保育料には、給食費が含まれていないため、保育料とは別に給食費を納めていただくこととなります。2号認定子どもの保育料には副食費が含まれていますが、主食費は含まれていないため、保育料とは別に主食費を納めていただくこととなります。
3. 利用申込み等に関する質疑	
問	答
Q1. (仮称)兼城こども園の各年齢の定員は何人ですか。	A1. (仮称)兼城こども園の平成30年度の定員は、次のとおりになる予定です。

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
		1号	—	—	—	6	10	26	42
		2号	—	—	—	13	15	26	54
		3号	3	6	6	—	—	—	15
		計	3	6	6	19	25	52	111
Q2. 児童家庭課の窓口において、平成29年7月時点、0歳児の待機児童が約70名、1歳児の待機児童が約50名と聞いています。待機児童が多い状況の中、仕事に復帰したくても復帰できません。(仮称)兼城こども園において、0歳児3人、1歳児6人の定員設定で、平成31年度までに定員の拡充などの対処を考えていますか。	A2. 兼城地区において平成31年度に民間の幼保連携型認定こども園が開園予定であり、それにより保育の受け皿が確保できるものと見込んでいます。								
Q3. 公立幼稚園は、校区制ですが、認定こども園に移行すると、校区外でも入所が可能でしょうか。	A3. 公立幼稚園から移行する認定こども園を利用希望する2号及び3号認定子どもにおいては、保育所同様、校区制ではなく、利用選考基準に基づいた利用調整を受けることになります。一方、1号認定子どもにおいては、校区内の子どもを優先して選考していくこととします。								
Q4. 現在、子どもが糸満保育所を利用しています。平成30年度、同地区内に民間の認定こども園が創設される予定ですが、在園児が優先して入所が可能でしょうか。また、子どもが兼城小学校に入学を予定しているが、近くに在る民間の認可保育所及び認定こども園、(仮称)兼城こども園に入所が可能でしょうか。	A4. 糸満保育所の在園児が、糸満地区内に創設予定の民間認定こども園を利用希望する場合、優先利用が可能となります。しかし、糸満保育所の在園児が、兼城こども園の利用を希望する場合は転園扱いとなり、優先利用の適用は受けず、利用選考基準に基づいた利用調整を受けることになります。								
Q5. 現在、座波保育所に在園している児童は、(仮称)兼城こども園に継続して入所と考えてよろしいでしょうか。	A5. 座波保育所の在園児として次年度以降も継続を希望される場合は、最優先での(仮称)兼城こども園の入所となります。								
Q6. (仮称)兼城こども園の入所希望者が定員を超えた場合はどうなりますか。	A6. 定員を超えた場合は選考基準にて入所調整を行います。								

<p>Q7. 公立施設が認定こども園に移行することで、保育料が改定されますか。</p>	<p>A7. 公立施設が認定こども園に移行することで、保育料が改定になることはありません。ただし、全体の利用児童の増加に伴い、保育料軽減に係る市の負担額が増加していることから、市の財政状況により、保育料が改定される場合があります。</p>
<p><b>4. 保育士に関する質疑</b></p>	
<p>問</p>	<p>答</p>
<p>Q1. 全国的に保育士不足と報道がありますが、糸満市では、保育士の確保をどのように取り組んでいるのでしょうか。</p>	<p>A1. 公立施設に関して、保育士の不足、正職員と比較して臨時職員の比率が高いといった状況にあります。現在の公立施設の12施設を6施設に集約し、職員を再配置することにより、保育士不足の解消及び施設ごとの正職員比率の向上が可能になるものと考えています。</p> <p>一方、私立施設においては、給与を改善させるための補助事業や、処遇を改善するための補助事業を活用することによって、保育士の確保が可能と考 えております。</p>
<p>Q2. 子どもが座波保育所の3歳児で在園しているが、平成30年度の認定こども園移行によって、既存の兼城幼稚園に移動することになりますが、座波保育所に配置している保育士も、兼城幼稚園に移動することになるのでしょうか。</p>	<p>A2. 公立施設では、人事異動により、別の認定こども園等に異動になることがあります。在園児を出来るだけ困惑させないような保育士配置に努めてまいります。</p>
<p><b>5. 事業計画（待機児童解消等）に関する質疑</b></p>	
<p>問</p>	<p>答</p>
<p>Q1. 兼城地区の教育・保育のニーズ調査はいつの時点で行いましたか。</p>	<p>A1. 平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、教育・保育ニーズ調査に基づき推計されるニーズ量を満たす確保方策を講じることとなりました。これを受け、国の示す調査様式を基本としたニーズ調査を平成25年度に実施しております。現在の兼城地区における人口は、調査時点における予測人口に比べ、ほぼ横ばいで推移しています。また、推計されたニ</p>

	ニーズ量には、将来働くことを希望される者も含まれています。
Q2. 武富地区における区画整理事業によって、若い世代の世帯数が急速に増えておりますが、平成 25 年に実施したニーズ調査の中に武富地区のニーズも含まれておりますか。	A2. ニーズ調査の中に武富地区のニーズ量も含まれております。今後、追加のニーズ量が生じた場合、各施設において、定員の 1 割程度多く受け入れることにより、武富地区のニーズ量への対応は可能と考えております。
<b>6. その他に関する質疑</b>	
問	答
Q1. 公立幼稚園は小学校との交流がありますが、認定こども園は小学校とどのように交流を行っていきますか。	A1. 公私立保・幼・認定こども園・小学校の交流を通し、情報の交換を行うなど就学前教育施設間の連携を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を推進するために、保・幼・こ・小連携事業を実施しています。 小学校との交流の方法については、就学前の子どもたちが、小学校の運動会に参加したり、様々な行事に参加するなど、継続して交流を行っていきます。

※類似している質疑に対しては集約してありますので、ご了承ください。